国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和２年３月２４日
国土交通省　東北運輸局

# 東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、令和２年２月は２件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

1　行政処分等の年月日

2　事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）

3　事業者の所在地

4　営業所の名称

5　営業所の所在地

6　行政処分等の内容

7　主な違反の条項

8　違反行為の概要

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：山口、大崎
℡：０２２－７９１－７５３２

（別紙）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和2年2月分

| 番号 | 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 令和2年2月7日 | 宮城タクシー株式会社<br>（法人番号6370001002382）<br>千葉　武弘 | 宮城県仙台市<br>太白区富田<br>字京ノ北<br>109<br>（56B－10L） | 本社<br>営業所 | 宮城県仙台市<br>太白区富田<br>字京ノ北<br>109<br>（56B－10L） | 輸送施設の使用停止<br>（60日車）<br>及び<br>文書警告 | 道路運送法<br>第27条第3項 | 令和元年11月14日、監査を実施した結果、4件の違反が認められた。<br>（1）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）<br>（2）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）<br>（3）高齢運転者に対する指導義務違反（運輸規則第38条第2項）<br>（4）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項） |
| 2 | 令和2年2月27日 | 落合タクシー有限会社<br>（法人番号3370002019206）<br>佐藤　幸悦 | 宮城県仙台市<br>青葉区栗生<br>6丁目<br>8番地の6 | 本社<br>営業所 | 宮城県仙台市<br>青葉区栗生<br>6丁目<br>8番地の6 | 文書警告 | 道路運送法<br>第27条第3項 | 令和2年2月27日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。<br>（1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項） |